

大分県報

令和三年
号外（三〇）
三月三十一日

（水曜日）

目次

病院局管理規程

- 大分県病院局組織規程の一部改正……………一
大分県病院局長が保有する個人情報の保護等に関する規程の一部改正……………一
大分県病院局庁舎管理規程の一部改正……………二
大分県病院局宿舎管理規程の一部改正……………二
大分県病院局事業会計規程の一部改正……………二
大分県病院局職員の給与に関する規程の一部改正……………三
大分県病院局職員の特殊勤務手当支給規程の一部改正……………三
大分県病院局職員就業規程の一部改正……………三
病院局訓令
大分県病院局事業物品取扱規程の一部改正……………四
大分県病院局職員服務規程の一部改正……………四
大分県病院局臨時的任用職員の管理に関する規程の一部改正……………七
大分県病院局会計年度任用職員の管理に関する規程の一部改正……………八
正 誤
令和二年三月三十一日付け大分県報号外（三二）に記載の病院局訓令中の訂正……………九

○病院局管理規程

大分県病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月三十一日

大分県病院局長 田 代 英 哉

大分県病院局管理規程第一号

大分県病院局組織規程の一部を改正する規程

令和三年三月三十一日

大分県報号外（病院局管理規程）

大分県病院局組織規程（平成十八年大分県病院局管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中第十号を第十一号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 乳腺外科部

附則

この規程は、令和三年四月一日から施行する。

大分県病院局長が保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月三十一日

大分県病院局長 田 代 英 哉

大分県病院局管理規程第二号

大分県病院局長が保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程

大分県病院局長が保有する個人情報の保護等に関する規程（平成十八年大分県病院局管理規程第八号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号ニ中「及び法人である成年後見人にあつては、法人印鑑証明書」を削り、同条第三号ハを削る。

「住所」「郵便番号」
第二号様式中
氏名」を住所に「代表者の氏名及び代表者の印」を「及び代表者の氏名」に改める。

「住所」「郵便番号」
第二号様式のニ中
氏名」を住所に「代表者の氏名及び代表者の印」を「及び代表者の氏名」に改める。

「住所」「郵便番号」
第十二号様式中
氏名」を住所に「代表者の氏名及び代表者の印」を「及び代表者の氏名」に改める。

「住所」「郵便番号

第十二号様式の中に

「氏名」「氏名」

「及び代表者の氏名」に改め、「□法人である代理人にあっては、法人印鑑証明書」を削る。

「住所」「郵便番号

第十八号様式中

「氏名」「氏名」

及び代表者の氏名」に改め。

「住所」「郵便番号

第十八号様式の中に

「氏名」「氏名」

「及び代表者の氏名」に改め、「□法人である代理人にあっては、法人印鑑証明書」を削る。

附則

(施行期日)

1 この規程は、令和三年四月一日から施行する。

(改正前の大分県病院局長が保有する個人情報の保護等に関する規程に定める様式による用紙に関する経過措置)

2 改正前の大分県病院局長が保有する個人情報の保護等に関する規程第二号様式、第二号様式の二、第十二号様式、第十二号様式の二、第十八号様式及び第十八号様式の二の規定による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

大分県病院局庁舎管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月三十一日

大分県病院局長 田代英哉

大分県病院局管理規程第三号

大分県病院局庁舎管理規程の一部を改正する規程

大分県病院局庁舎管理規程(平成十八年大分県病院局管理規程第十号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「㊸」及び注1を削り、注2を注1とし、注3を注2とする。

附則

この規程は、令和三年四月一日から施行する。

大分県病院局宿舎管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月三十一日

大分県病院局長 田代英哉

大分県病院局管理規程第四号

大分県病院局宿舎管理規程の一部を改正する規程

大分県病院局宿舎管理規程(平成十八年大分県病院局管理規程第十一号)の一部を次のように改正する。

第一号様式、第三号様式及び第四号様式中「㊸」を削る。

附則

この規程は、令和三年四月一日から施行する。

大分県病院事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月三十一日

大分県病院局長 田代英哉

大分県病院局管理規程第五号

大分県病院事業会計規程の一部を改正する規程

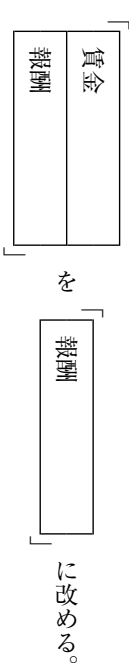
大分県病院事業会計規程(平成十八年大分県病院局管理規程第十二号)の一部を次のように改正する。

第七条後段を削る。

第三十三条第二項中「領収印」を「領収印又は債権者が記する署名」に、「押印した」を「押印し、又は署名した」に改める。

第四十一条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条中第二十一号を削り、第二十二号を第二十一号とし、第二十三号から第二十六号までを一号ずつ繰り上げる。

第五十一条第二項中「附記押印させ」を「附記して署名させ」に改める。別表の病院事業費用の部の医業費用の項中



第二号様式(その一)、第三号様式(その一)、第三号様式(その二)、第五号様式(そ

の(一)及び第五号様式(その二)中「㊦」を削る。
第十八号様式(その二)及び第十八号様式(その七)中「㊧」を「㊨」に改める。

第二十八号様式(その一)、第二十八号様式(その二)、第二十九号様式及び第三十一号様式中「㊩」を削る。

第四十三号様式(その一)及び第四十三号様式(その二)中「㊪」を削る。
第四十五号様式及び第四十六号様式中「㊫」を削る。

この規程は、令和三年四月一日から施行する。

大分県病院局職員の特種勤務手当支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月三十一日
大分県病院局長 田 代 英 哉

大分県病院局管理規程第六号
大分県病院局職員の特種勤務手当支給規程の一部を改正する規程

大分県病院局職員の特種勤務手当支給規程(平成十八年大分県病院局管理規程第十三号)の一部を次のように改正する。

第三十九条中「及び精神医療業務手当」を「精神医療業務手当及びドクターカー等搭乗救急医療手当」に改める。

別表第十三中「三万九千九百円」を「四万円」に、「四万四千円」を「四万四千円」に、「四万八千円」を「四万八千円」に、「五万円」を「五万四千円」に、「五万四千円」を「五万四千円」に改める。

附 則
(施行期日等)

1 この規程は、令和三年四月一日から施行し、改正後の大分県病院局職員の特種勤務手当支給規程(以下「改正後の規程」という。)別表第十三の規定は、令和三年一月一日から適用する。

2 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の大分県病院局職員の特種勤務手当支給規程に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

大分県病院局職員の特種勤務手当支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月三十一日

大分県病院局長 田 代 英 哉

大分県病院局職員の特種勤務手当支給規程の一部を改正する規程

大分県病院局職員の特種勤務手当支給規程(平成十八年大分県病院局管理規程第十四号)の一部を次のように改正する。

第十五条を第十六条とし、第十四条を第十五条とし、第十三条を第十四条とし、第十二条の次に次の一条を加える。

(ドクターカー等搭乗救急医療手当)
第十三条 ドクターカー等搭乗救急医療手当は、県立病院に勤務する職員が、県又は消防機関からの要請によりドクターカー又は消防救急車に搭乗し、現場又は搬送途中において、患者の救護に従事したときに支給し、その額は、一日につき二百三十円とする。

附則第二項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和二年政令第十一号)第一条に規定するものをいう」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る」に改める。

附 則
この規程は、令和三年四月一日から施行する。

大分県病院局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月三十一日
大分県病院局長 田 代 英 哉

大分県病院局管理規程第八号
大分県病院局職員就業規程の一部を改正する規程

大分県病院局職員就業規程(平成十八年大分県病院局管理規程第十七号)の一部を次のように改正する。

別表第二の十九の項中「中学校就学の始期に達するまで」を「義務教育終了前」に、「小学校等」を「学校等」に改める。

附 則
この規程は、令和三年四月一日から施行する。

○病院局訓令

大分県報号外(病院局管理規程・病院局訓令)

大分県病院局訓令第一号

本局
病院

大分県病院事業物品取扱規程(平成十八年大分県病院局訓令第四号)の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

大分県病院局長 田代英哉

第四条第二項中「記入した印(第一号様式)を押しし」を「記載し」に改める。

第六条第一項中「使用職員の受領印を徴して」を「使用職員の氏名を記載して」に改め、同条第三項を削る。

第八条第二項中「保管責任者の押印を求め」を「受取者の氏名を記載させ」に改める。

第一号様式を次のように改める。

第一号様式

第二号様式中「㊦」を削る。

第三号様式中「㊦」を「㊧」に改め、「㊨」を削り、「㊩」を削り、「㊪」を削る。

第四号様式中「㊫」を「㊬」に改め、「㊭」を削る。

第五号様式を次のように改める。

第六号様式

第六号様式中「※責任者、担当種で印鑑を使用する場合は2枚目にも押印していただく。」を削る。

第八号様式中「㊮」を削る。

第十号様式中「㊯」を「㊰」に改める。

第十二号様式中「㊱」を削り、「㊲」を「㊳」に改める。

附則

(施行期日)

1 この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

(改正前の大分県病院事業物品取扱規程に定める様式による用紙に関する経過措置)

2 改正前の大分県病院事業物品取扱規程第二号様式、第三号様式、第四号様式、第六号様式、第八号様式、第十号様式及び第十二号様式の規定による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

大分県病院局訓令第二号

本局
病院

大分県病院局職員服務規程(平成十八年大分県病院局訓令第五号)の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

大分県病院局長 田代英哉

第十二条中「時間外勤務等命令簿兼振替等整理簿(第一号様式)」を「出退勤等管理システム(電子計算機を利用して職員の服務、諸手当等に関する事務を処理するために運用する情報システムをいう。以下同じ。)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、システムの障害その他の理由により出退勤等管理システムにより難しい場合は、時間外勤務等命令簿兼振替等整理簿(第一号様式)によるものとする。

第十七条を次のように改める。

(出勤状況の確認)

第十七条 所属長は、出勤後直ちに職員の出勤状況を確認し、休暇、遅刻、出張等についてはこの規程に定める手続を行い、その状況を出退勤等管理システムにより整理しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、システムの障害その他の理由により出退勤等管理システムにより難しい場合は、出勤簿(第二号様式)によるものとする。この場合において、職員は、

出勤したとき出勤簿に自ら押印しなければならない。

第二十一条中「休暇欠勤等処理簿(第三号様式)」を「出退勤等管理システム」に改める。

第二十一条中「休暇欠勤等処理簿(第三号様式)」を「出退勤等管理システム」に改める。

第二十二條、第二十三條第二項、第二十四條、第二十五條及び第二十六條第六項中「休暇欠勤等処理簿」を「出退勤等管理システム」に改める。

第二十六條の二中「するときは」の下に、「出退勤等管理システムにより所属長に願ひ出るとともに」を加え、「所属長の」を「その」に改める。

第二十七條及び第二十九條中「休暇欠勤等処理簿」を「出退勤等管理システム」に改める。

第四十九條第二項中「休暇欠勤等処理簿」を「出退勤等管理システムにより所属長に願ひ出るとともに」に、「添えて所属長に願ひ出」を「提出してその承認を受け」に改め、

同条第三項中「休暇欠勤等処理簿」を「出退勤等管理システム」に改める。

第2号様式（第17条関係）

年度 出勤簿

所 属	出勤簿															
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
職																
氏 名																
印 鑑																
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	
17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	
17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	
17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	
17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	
17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	
17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		

第3号様式（第53条関係）

休暇欠勤等処理簿

年	職	氏名	長	長	願(届)出 月 日 本人印	休務の種類	理由	期 日	時 間	前年の使用 限度時間数	前年の使用 時間数	時間		摘要	
												時間	時間		
										給与減額		年次有給 休暇		通 知 印	
										時間	累計	時間	累計		
								月 日から 月 日まで (日間)	時 分から 時 分まで (時間)						
								月 日から 月 日まで (日間)	時 分から 時 分まで (時間)						
								月 日から 月 日まで (日間)	時 分から 時 分まで (時間)						
								月 日から 月 日まで (日間)	時 分から 時 分まで (時間)						
								月 日から 月 日まで (日間)	時 分から 時 分まで (時間)						
								月 日から 月 日まで (日間)	時 分から 時 分まで (時間)						
								月 日から 月 日まで (日間)	時 分から 時 分まで (時間)						
								月 日から 月 日まで (日間)	時 分から 時 分まで (時間)						

注1 年次有給休暇については、理由欄の記載は要しない。

第四号様式、第八号様式及び第九号様式中「㉔」を削る。
第九号様式の二(表)中「㉔」を削る。

第九号様式の三、第十六号様式、第十七号様式及び第十八号様式中「㉔」を削る。

附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

大分県病院局訓令第三号

本 局
病 院

大分県病院局臨時的任用職員の管理に関する規程(平成二十年大分県病院局訓令第二号)の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

大分県病院局長 田 代 英 哉

第三条第七項中「署名押印した」を「署名した」に改める。

第十五条の二第一項中「臨時的任用職員」の下に「(別表第二の八の項に掲げる場合にあつては、大分県病院局の職に引き続き在職している期間が六箇月以上の臨時的任用職員に限る。)」を加え、同条第二項中「十一の項及び十二の項」を「十の項」に改め、ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

3 別表第二の八の項並びに別表第三の七の項及び十の項に掲げる場合にあつては、一時間を単位として使用した休暇を日に換算する場合には、七時間四十五分をもって一日とする。

別表第二中四の項を五の項とし、三の項を四の項とし、二の項の次に次のように加える。

三 風水震災火災その他非常災害による交通遮断又は交通機関の事故等に際して、退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

必要と認められる日又は時間

別表第二に次のように加える。

六 八週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性職員が申し出た場合

出産日までの申し出た期間

七 女性職員が出産した場合

出産日の翌日から八週間を経過する日までの期間(出産後六週間を経過した職員から就業について請求があり、かつ、医師が支障がないと認めたときを除く。)

八 義務教育終了前の子(大分県病院局職員就業規程(平成十八年大分県病院局管理規程第十七号)別表第二の十九の項において子に含まれるものとされる者を含む。以下この項において同じ。)を養育する臨時的任用職員が、その子の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。)又はその子の母子保健法(昭和四十年法律第四百十一号)第十二条若しくは第十三条に規定する健康診査、学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)第十一条に規定する健康診断若しくは予防接種の付添いのため勤務しないことが相当であると認められる場合

任用期間において五日(義務教育終了前の子を二人以上養育する場合にあつては、十日)を超えない範囲内でその都度必要と認められる日又は時間

九 前各項に定める場合のほか、院長が特に必要と認める場合

必要と認められる日又は時間

別表第三の四の項中「(昭和四十年法律第四百十一号)」を削り、同表中八の項及び九の項を削り、同表の十の項中「(平成十八年大分県病院局管理規程第十七号)」を削り、同項を同表の八の項とし、同表の十一の項中「職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例(昭和二十六年大分県条例第三十五号)第十三条の二第一項」を「大分県病院局職員就業規程第十九条第一項」に、「十三の項」を「十の項」に改め、同項を同表の九の項とし、同表中十二の項を削り、十三の項を十の項とする。
第一号様式中「㉔」及び「㉕」を削る。
第二号様式中「㉔」を削る。
第四号様式を次のように改める。

第4号様式（第3条関係）

同意書兼宣誓書

殿

- 1 任用根拠
- 2 任用期間
- 3 勤務課所
- 4 給与料
- 5 給与の支払当
- 6 手
- 7 社会保険
- 8 勤務時間
- 9 時間外勤務
- 10 休憩時間
- 11 休
- 12 服
- 13 休

大分県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の定めるところによる。
 大分県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の定めるところによる。
 （任地の途中で給料及び手当額が改定されることもある。）
 地方公務員等共済組合法の定めるところによる。

(1) 年次有給休暇 日、繰越日数 日、繰越日数 日、繰越日数 日
 (付与日数 日、繰越日数 日、繰越日数 日)

(2) その他の休暇

①有給休暇 公民権行使、風水震災等による出退勤困難、官公署出頭、忌引休暇、産前産後休暇、子の看護休暇及び院長が特に必要と認める場合

②無給休暇

公務傷病、病氣休暇、女性職員の生理に係る休暇、母性健康管理休暇、育児時間、短時間の介護休暇及び介護時間

③休業（無給）

部分休業

任用期間満了前に退職する場合は、退職する2週間以上前に届け出ること。正規職員に準ずる。

15 懲戒

16 災害補償

任用期間満了後に同一の職が改めて設置される場合であって、かつ勤務成績等が良好であるときに限り、連続する3年の範囲内で、公募によらず再度任用される可能性もあること。ただし、期間を定めた任用であり、

年 月 日（※任用予定期間満了日の翌日）以降の任用を保障するものではない。

18 その他特記事項 休業中の職員の代替であり、職員の休業等の状況により任用期間の変更を行う場合がある。

※勤務労働条件については、以上によるほか、臨時的任用職員の管理に関する規程の定めるところによる。

大分県立病院院長

私は、臨時的任用職員として任用されることに当たり、上記勤務労働条件に同意しました。
 私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。
 私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

大分県病院局長

殿

氏名

第五号様式及び第八号様式中「㉑」を削る。

附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

大分県病院局訓令第四号

本 局
病 院

大分県病院局会計年度任用職員の管理に関する規程（令和二年大分県病院局訓令第五号）の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

大分県病院局長 田 代 英 哉

第三条第三項中「五年を超えて引き続き」を「同号の規定により引き続き五年間」に改め、同条第八項中「署名押印した」を「署名した」に改める。

別表第二中四の項を五の項とし、三の項を四の項とし、二の項を三の項とし、一の項の次に次のように加える。

一 風水震災火災その他非常災害による交通遮断 又は交通機関の事故等に際して、退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しない ことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる日又は時間
---	---------------

六 前各項に定める場合のほか、病院長が特に必要と認める場合	必要と認められる日又は時間
-------------------------------	---------------

第一号様式中「㉑」及び「又は一六郎」を削る。
 第二号様式中「㉑」を削る。
 第五号様式を次のように改める。

第五号様式（第3条関係）

会計年度任用職員勤務労働条件同意書兼宣誓書

殿

- 1 任用根拠 地方公務員法第22条の2第1項第1号
- 2 任用期間 年月日から年月日までとする。
- 3 条件付採用 地方公務員法第22条及び第22条の2第7項の規定により採用後1箇月間は条件付採用とする。
条件付採用期間の開始後1箇月間において実際に勤務した日数が15日に満たない場合には、その日数が15日に達するまで、その条件付採用の期間を延長する。

- 4 勤務場所
- 5 業務内容
- 6 給料内訳
- 7 給料の支払
- 8 手当等
- 9 社会保険
- 10 勤務時間
- 11 休憩時間
- 12 勤務日
- 13 休日
- 14 休暇等

ただし、あらかじめ同意を得た上で勤務時間の削減の変更を行う場合がある。

- (1) 年次有給休暇 日 時間
- (付与日数 日 繰越日数 日 時間)
- (2) その他の休暇
 - ①有給休暇 風水害・火災等による出勤困難、公民権行使、官公署出頭、忌引休暇及び病院長が特に必要と認める場合
 - ②無給休暇 公務傷病、病気休暇、女性職員の生理に係る休暇、母性健康管理休暇、産前産後休暇、育児期間、子の看護休暇、短期の介護休暇、介護期間及び介護休暇
 - ③休業（無給） 育児休業、部分休業
- 15 退職 任職終了前に退職する場合、第28条及び第29条の規定並びにこれらの規定に基づき制定された大分県条例の規定による。
- 16 分限・懲戒
- 17 災害補償
- 18 再度の任用
- 19 その他特記事項

※勤務労働条件については、上記によるほか、大分県立病院会計年度任用職員の管理に関する規程の定めるところによる。

年 月 日
大分県立病院長

私は、会計年度任用職員としての採用に当たり、上記勤務労働条件に同意しました。
私は、ここに主権が同一に存することを認め、日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。
私は、地方自治の本質を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日
大分県病院局長 氏名

第六号様式及び第十号様式中「㊸」を削る。

附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

○正 誤

令和二年三月三十一日付け大分県報号外（三二）に登載の大分県病院局訓令中の訂正			
ページ	段	行	誤
二	下	右から六	大分県病院局訓令甲第五号
			大分県病院局訓令第五号
			正